



漁港建設業の 将来ビジョン

～多様な役割が期待される漁港建設業～



平成 27 年 5 月

一般社団法人
全日本漁港建設協会

目 次

1. 策定の主旨	1
2. 漁港建設業の将来ビジョン策定の流れ	1
3. 漁港建設業が果たす役割	4
(ア) 漁港建設業が果たす役割の体系	4
(イ) 地域社会への貢献	5
(ウ) 地域産業経済への貢献	6
(エ) 国土保全と形成への貢献	7
4. 漁港建設業への評価と災害対策	9
(ア) アンケート調査	9
(イ) 防災活動と災害対策	13
5. これからの漁港建設業	15
(ア) これからの漁港建設業が必要とするもの	15
(イ) 漁港建設業の適正な予算	15
(ウ) 新たな事業分野を持つ長期計画	19
(エ) 後継者の確保が可能な適正な入札契約制度	21
(オ) 新たな漁港建設技術の開発	21
6. 終わりに	23

1. 策定の主旨

漁港漁場漁村の建設を担っている漁港建設業は、現在まで誇りを持って企業活動を行って来ました。なぜなら、我が国の海岸線3万kmに位置する2,909の漁港を、我が国の200海里経済水域447万km²の漁業を主とした有効な活用活動拠点として建設してきたからです。

さらに、これからの漁港建設業の企業活動にも希望と誇りを持っています。その希望と誇りは、本来の漁港建設とともに、災害対策などの地域貢献、資源対策などの漁業への貢献、地域の経済への貢献及び国土の保全と形成への貢献といった、自他ともに認める社会的責任と義務に源を発します。

これら漁港建設業の希望と誇り及び貢献を維持していくためには、適切な漁港関係事業が維持されること、新しい事業分野を持つ長期計画、適切な利潤を確保出来る入札契約制度及び新しい漁港建設技術の開発の四つの条件が揃わなければなりません。すなわち漁港漁場漁村の建設は、官公庁発注の公共事業であることから、自ら希望と誇りを持つための将来にわたる条件を設定することが、将来ビジョンと同義となります。

本漁港建設業の将来ビジョンは、漁港建設業が果たす役割を示し、将来ともこれら役割を担っていくために必要な四つの条件を示したものです。

2. 漁港建設業の将来ビジョン策定の流れ

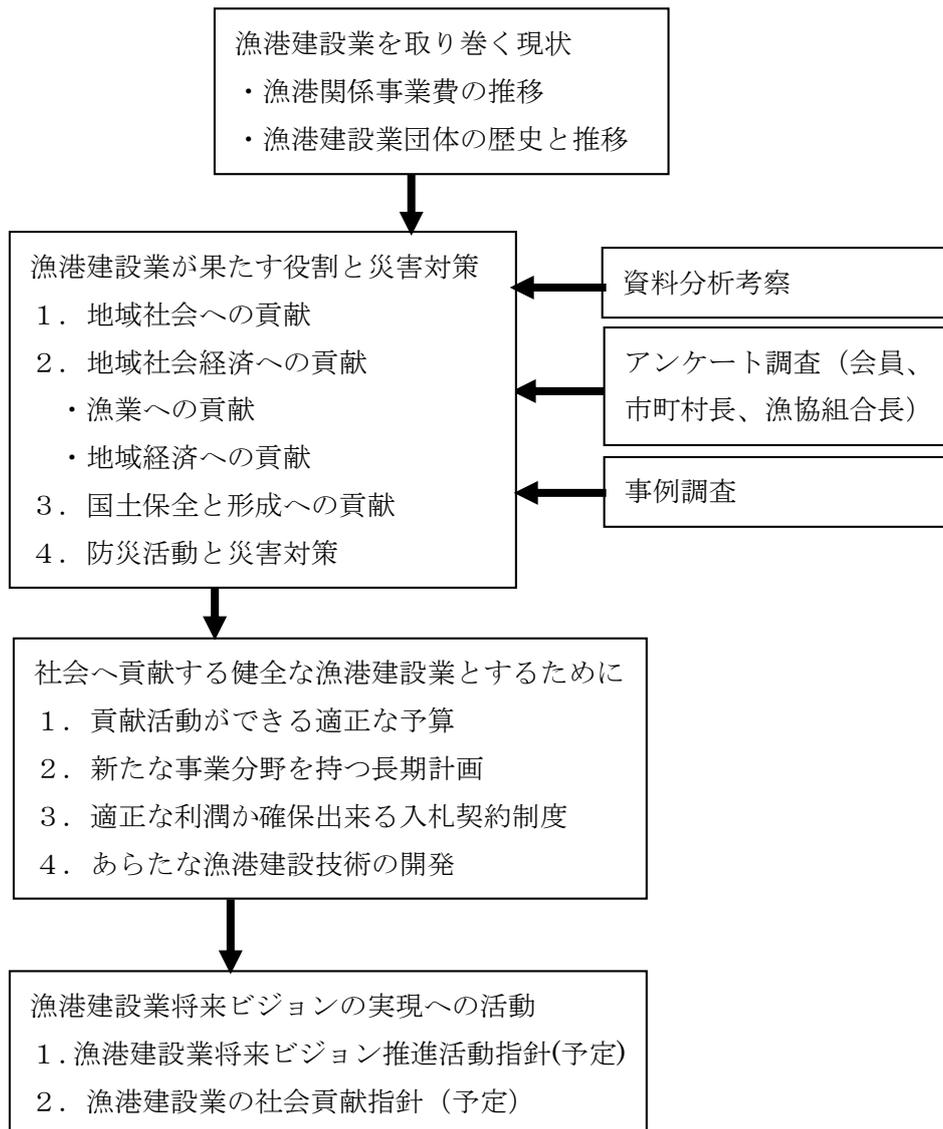
漁港建設業将来ビジョン策定の具体的な作業は、図-1の流れにしたがい行いました。

策定作業の中で、多くの(一社)全日本漁港建設協会会員の意識とともに漁業地域の声を代表する市町村長と漁港の主な利用者である漁業者の声を反映するために、アンケート調査を行っています。そして、その結果と委員会の意見を反映して、将来ビジョン策定の作業の流れとしています。

まず、漁港建設業が果たす役割を資料分析で考察し、地域社会への貢献、地域社会経済への貢献及び国土保全と形成への貢献の3つに類型しました。それらの貢献項目を漁港建設業者、漁港管理者である市町村長、利用者である漁業協同組合長にアンケートを行い、評価してもらいました。その中で一番大きく評価されているのが、災害対策であったため、これについては特出し、防災協定の締結と(一社)全日本漁港建設協会の災害対策の活動体制について事例検討調査を行いました。

次に、漁港建設業の役割と評価及び社会貢献への具体的な事例の調査の後に、それらの貢献を果たすために必要な環境の条件について、調査を行いました。漁港建設業は、地方の漁業地域での産業であることから、その産業が維持継続できる条件整備についての調査を念頭に置きました。漁港建設業が維持継続する条件を、適切な漁港関係事業予算の確保、新たな事業分野を持った長期計画、若年後継者確保のため適切な利潤を確保できる入札契約制度及びあらたな漁港建設技術の開発の四つとしています。

そののちに、漁港建設業が社会へ貢献し続け、評価を受けるための漁港建設業自身の行動の指針について述べるべきですが、これらについては今後の予定としています。



図－1 調査の流れ

なお、本漁港建設業の将来ビジョンの策定にあたっては、(一社)全日本漁港建設協会に漁港建設業将来ビジョン策定委員会(表-1に委員名簿を掲載)を設置して関係有識者の知見を反映する方法をとりました。

この委員会は通算2回開催し、そこでいただいた多くの貴重なご意見をもとに、調査、検討、分析を実施し、本将来ビジョンの策定に至っています。

表-1 漁港建設業将来ビジョン策定委員会名簿

区 分		氏 名	勤 務 先
委 員	会 長	長野 章	(一社)全日本漁港建設協会
	学識経験者	渡辺 好明	愛媛大学南予水産研究センター客員教授
	学識経験者	婁 小波	東京海洋大学教授
	学識経験者	富田 宏	(株)漁村計画代表取締役
	副 会 長	坂 敏弘	勇建設(株)代表取締役社長
	副 会 長	谷口 洋久	(株)谷口組相談役
	副 会 長	鶴山 庄市	加賀建設(株)取締役社長
	副 会 長	大西 治	川之江土建産(株)代表取締役
	副 会 長	烏田 克彦	若築建設(株)執行役員九州支店長
	広報委員	安成 椰子	(株)水産経済新聞社代表取締役
広報委員	坂本 静男	(株)日刊建設工業新聞社事業企画部長	
オ ブ ザ ー バ ー	水産庁	岡 貞行 (中泉 昌光)	水産庁漁港漁場整備部整備課長 (当初同上、現在同計画課長)
	運営委員	佐藤 孝	(株)佐賀組代表取締役会長
	運営委員	寺本 保晴	若築建設(株)千葉支店長
	運営委員	越智 修	五洋建設(株)常務執行役員東京土木支店長
	運営委員	小辻 壽之	オタ建設(株)代表取締役
	運営委員	野津 一成	美保テクノス(株)代表取締役
	運営委員	堤 俊之	(株)菅組代表取締役社長
	運営委員	河野 實夫	河野建設(株)代表取締役会長

- 注) 1. 当初委員会、オブザーバーを設置する時点で、中泉氏(前水産庁漁港漁場整備部整備課長)にオブザーバーをお願いしていたが、審議途中で岡課長に替わられたため、以後は、岡整備課長にオブザーバー引き継いでいただいた。
2. 上記の他、必要に応じ漁業者及び漁業地域代表を委員に加える。
3. ワーキンググループとして、東京、神奈川、静岡県支部の事務局長が参画する。

3. 漁港建設業が果たす役割

(ア) 漁港建設業が果たす役割の体系

漁港建設業は、漁港及び漁業地域の持つ機能の基盤を整備することから成り立っています。また、その存在は、漁業地域の様々な活動を直接支援し、防災救助活動を行う役割を担っており、例えば自然災害時における救助や復旧の役割を果たしています。したがって漁港施設の基盤整備を行うという公共施設の発注に応じて企業としての役割と、その存立を前提として、漁港建設業の持つ重機材、船舶、人材及び技術により直接漁業地域及び漁業活動を支援する機能を持ちます。その存在は、漁業地域の祭りや清掃作業の日常活動と一体となっています。

ここでは、経済的な公共施設の発注に応じて活動する企業としての役割ではなく、その存立を前提とした漁港建設業が直接、間接及び結果的に漁業地域及び漁業活動を支援する役割について述べます。

図-2は、漁港建設業が果たす役割を分類したものです。漁港建設業は、経済活動として公共団体からの建設工事を請負って、誠実に漁港漁場漁村整備を行っています。それらの活動の所産として、海に関する工事を担うことから、漁業生産活動のうち主に海と陸との結節点での活動と、密接に関係しています。

すなわち、その独自の技術蓄積と所有する船舶はじめ機材を活用して地域の資源保護活動、沿岸清掃及びお祭りなど地域の共同活動に密着した支援を行っています。また沿岸域での迅速な災害対応など漁港漁村の安全を守っています。それらのことは、地域の市町村及び漁業協同組合からも大きく認められています。

結果として、水産業、漁村地域の維持発展に貢献し、その貢献を分類すると、①地域社会への貢献、②地域産業経済への貢献（漁業への貢献及びその他地域経済への貢献）、③国土保全と形成への貢献となります。

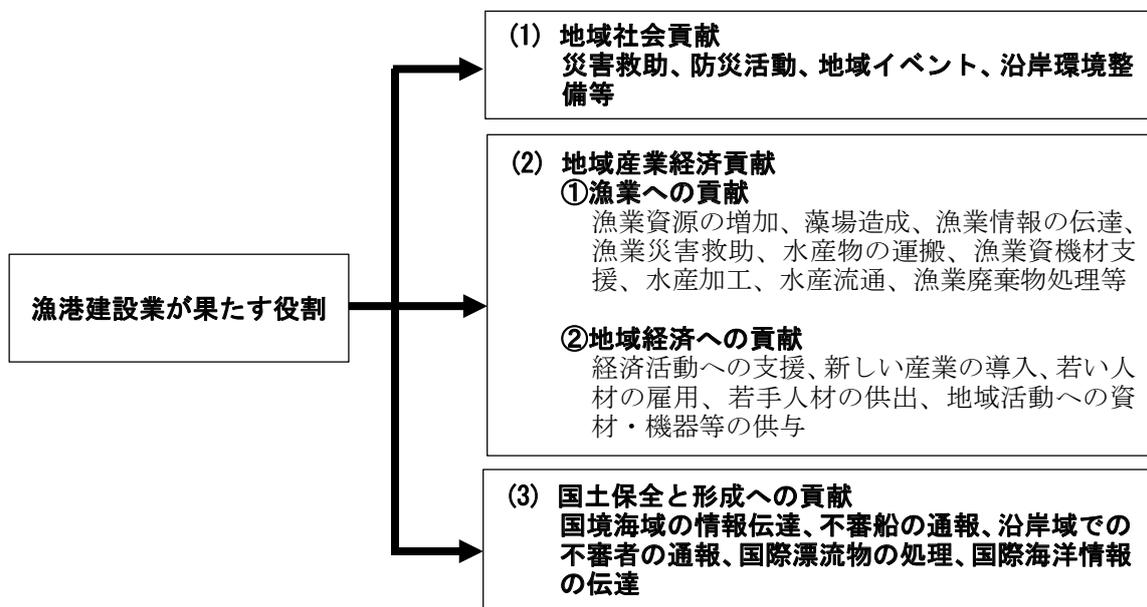


図-2 漁港建設業が果たす役割

(イ) 地域社会への貢献

地域社会への貢献は、漁業地域で活動する漁港建設業の持つ船、重機材、人材及び海洋技術に由来するものです。すなわち、災害復旧活動をはじめ、自然災害時に応急に対応する資材と人材がすぐ対応できる距離範囲内に存在していることに由来します。さらに地域の日常活動においての地域のイベント、小規模な維持補修及び漁業活動での小規模な漁場環境整備などで支援がなされています（図－3、図－4参照）。



図－3 災害対策に活躍する漁港建設業（宮城県石巻市）



図－4 地域のイベントへの貢献（北海道函館市、鳥取県米子市）

(ウ) 地域産業経済への貢献

① 漁業への貢献

漁業への貢献は、漁港建設業者自らの船舶、重機材を活用して藻場造成の取組み、漁業者の沖合での養殖施設の設置や補強などの支援を行っていることです。また、コンブなどの有用海藻育成のため雑海藻駆除なども行っています。他にも漁業施設災害対応や漂流物の除去への漁業からの要請にも応えています(図-5参照)。



図-5 藻場造成への取組み（静岡県南伊豆町）と雑海藻の駆除（北海道函館市）

② 地域経済への貢献

地域経済への貢献は、漁港建設業が存在することで、雇用機会を創出し、若い人材を地域にとどめています。また、漁港建設業が農業や畜産業へ進出し、新たな産業の起業を行っている事例も見られます(図-6参照)。



図-6 畜産業に進出した漁港建設業（島根県隠岐の島町）と若手技術者（長崎県平戸市）

(エ) 国土保全と形成への貢献

漁港漁村は我が国の沿岸域に位置することで、国土の外形を形作っています。図－８は 2,909 漁港をプロットすることにより、日本地図が描けることを示したものです。その漁港漁村に携わる漁港建設業は、同様に国土の外形の維持への貢献を行っていると言えます。そして、その存在位置から不審船の通報や国際漂流物の処理など国土の保全活動を行っています（図－７、図－８参照）。



図－７ 国境域の漁港整備（沖縄県南大東島）と国際漂流物の除去（長崎県対馬市）

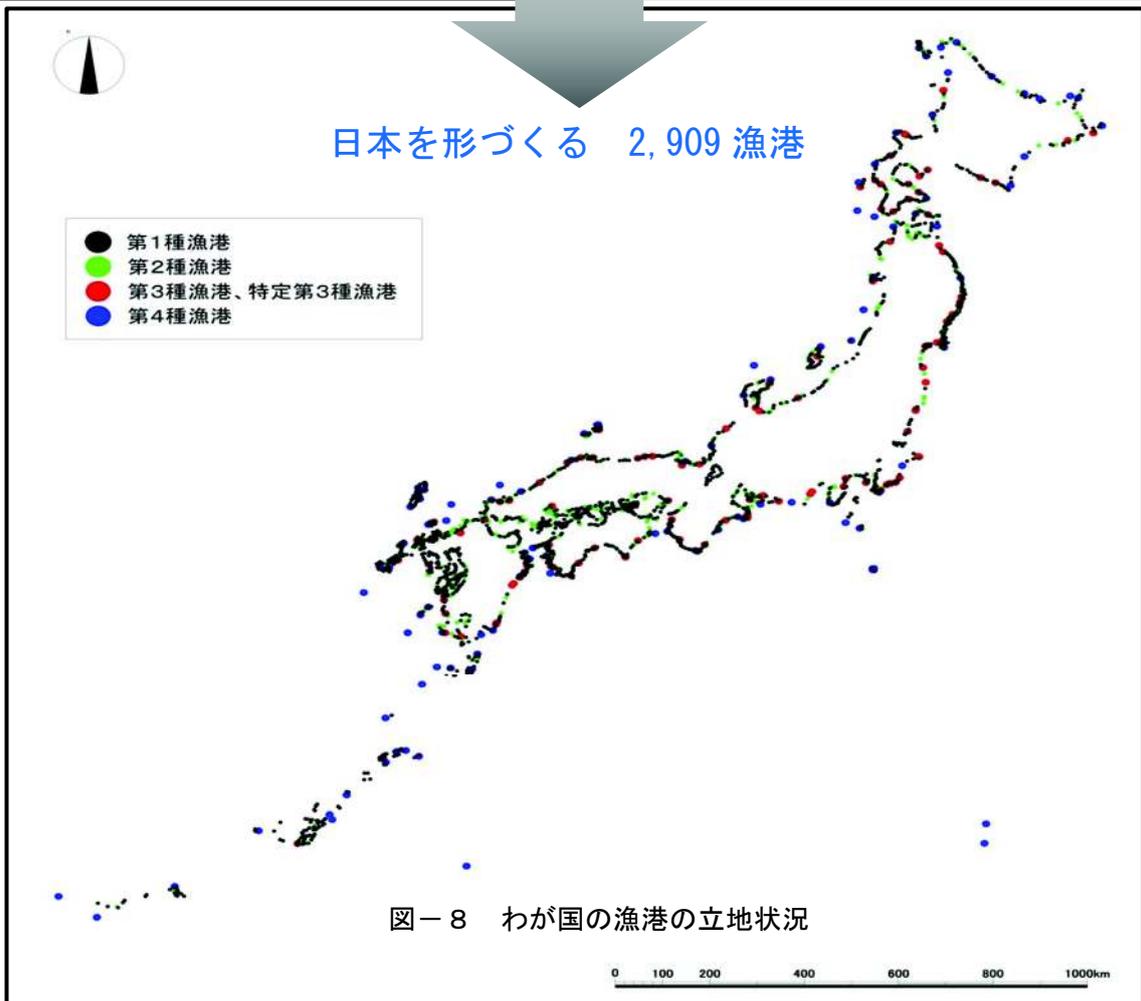
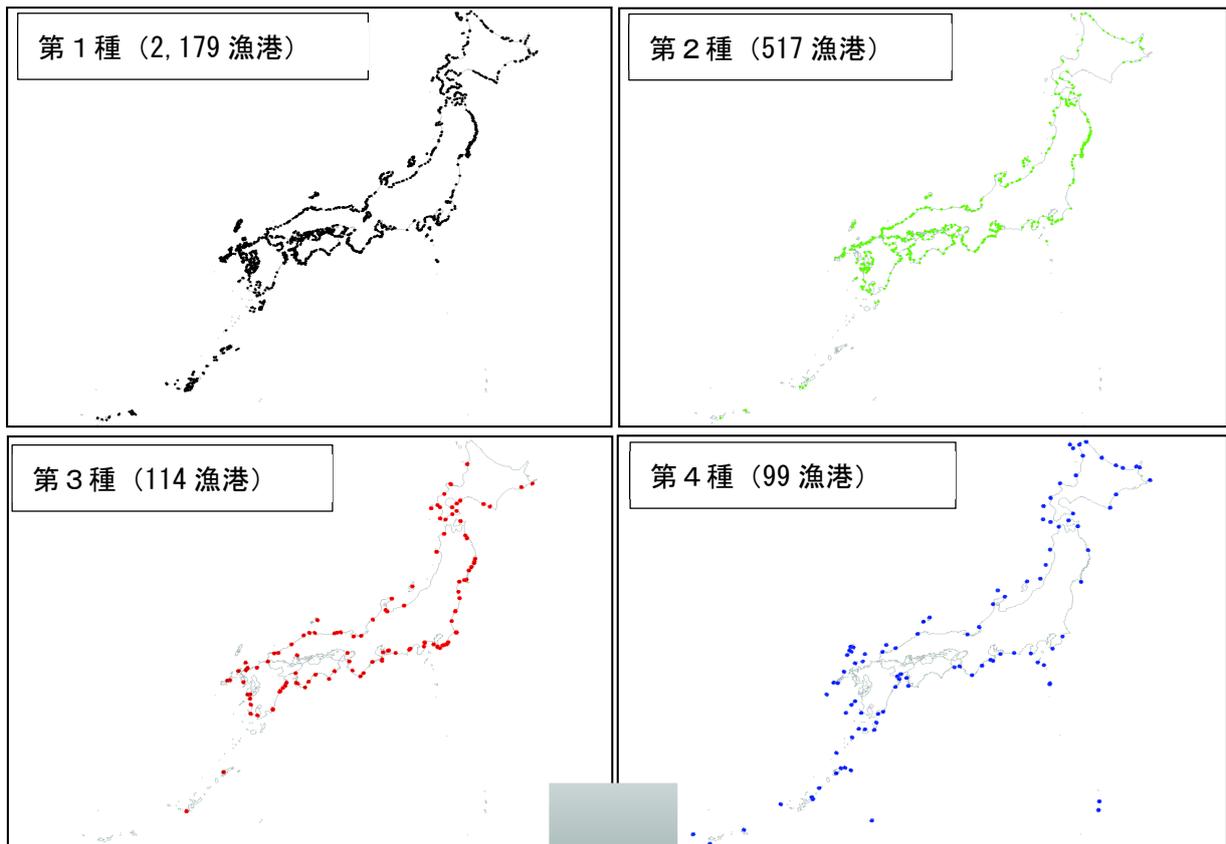


図-8 わが国の漁港の立地状況

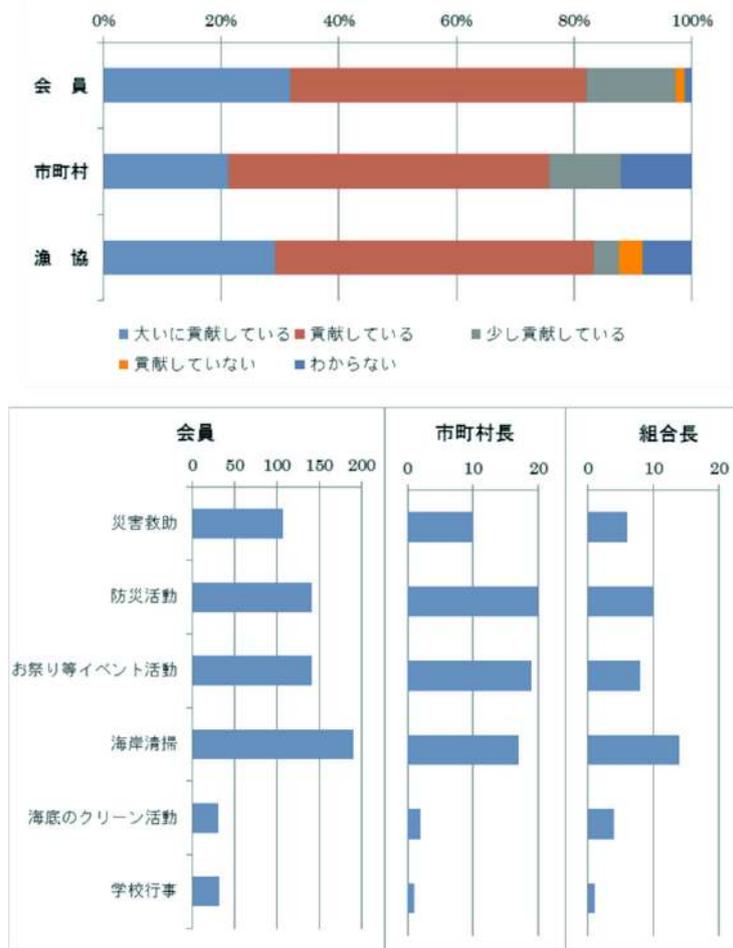
4. 漁港建設業への評価と災害対策

(ア) アンケート調査

漁港建設業が果たしている地域社会への貢献、地域社会経済への貢献（・漁業への貢献、・地域経済への貢献）、国土保全と形成への貢献の四つの貢献について、（一社）全日本漁港建設協会、市町村長、漁業協同組合に対してどのように評価しているか、そして具体的な役割は何かについてアンケート調査をおこないました。漁港建設協会員は全会員 578 社に対して行い回答数は 261 社でした。市町村長は（公社）全国漁港漁場協会を通じて各都道府県で一名の回答で全数 41 都道府県に対し回答数は 33 でした。漁業協同組合長は、全国漁業協同組合連合会を通じて各都道府県で一名の回答で全数 41 都道府県に対して回答数は 24 でした。

(地域貢献の評価)

地域社会への貢献についての評価と貢献の内容は、図－9のとおりです。会員、市町村長及び漁協組合長とも漁港建設業は地域社会に対して、貢献しているとするものが80%近くになっており、非常に大きな割合を占めています。その内容は、災害救助、防災対策、地域のイベント及び海岸清掃です。地域における災害緊急時そしてお祭りなどのイベントでも漁港建設業は欠かせない存在です。これら貢献の内容は市町村長や漁協組合長も同じ傾向を示しています。



図－9 地域貢献への評価

(漁業への貢献に関する評価と内容)

地域産業経済への貢献のうち漁業への貢献についての評価とその内容は、図-10のとおりです。会員及び漁協組合長は約70%が貢献しているとしていますが、市町村長は50%と少し低い評価となっています。その内容については、①漁業資源の増加、②藻場の造成、③漁業災害救助、④重機機材の運搬となっていて、傾向は会員、市町村長及び漁協組合長とも同じです。会員自身の評価において、藻場の造成と漁業災害救助が大きな値を示しており、自らの活動の実績を反映したものです。

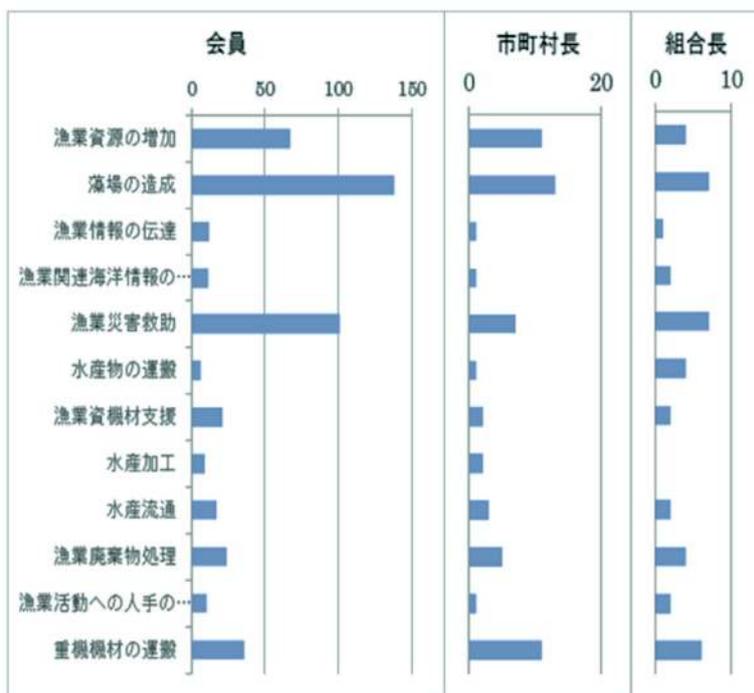
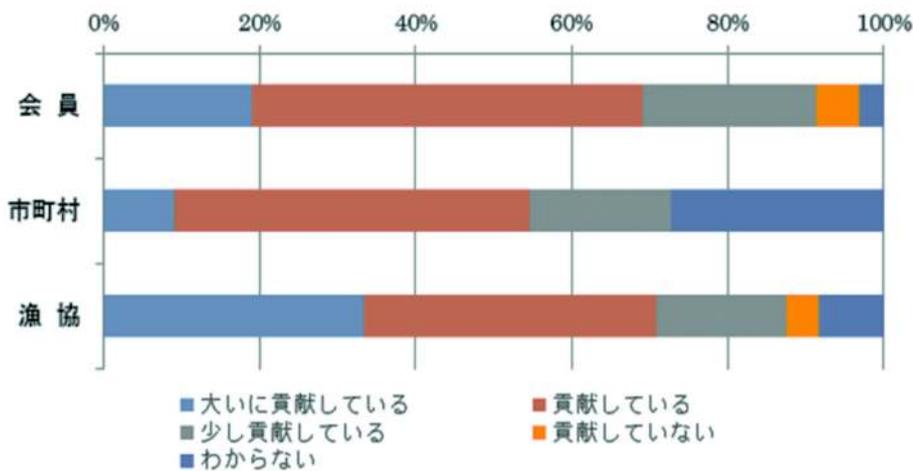


図-10 漁業への貢献

(地域経済への貢献に関する評価と内容)

地域産業経済への貢献のうち地域経済への貢献についての評価とその内容は、図-11のとおりです。会員、市町村長及び漁協組合長とも漁港建設業は地域経済に対して、貢献しているとするものが50%となっています。その内容は、地域における若い人の雇用と地域活動への資機材の供与となっています。特に漁業地域においては、若い人の数少ない雇用の機会になっていることの結果です。

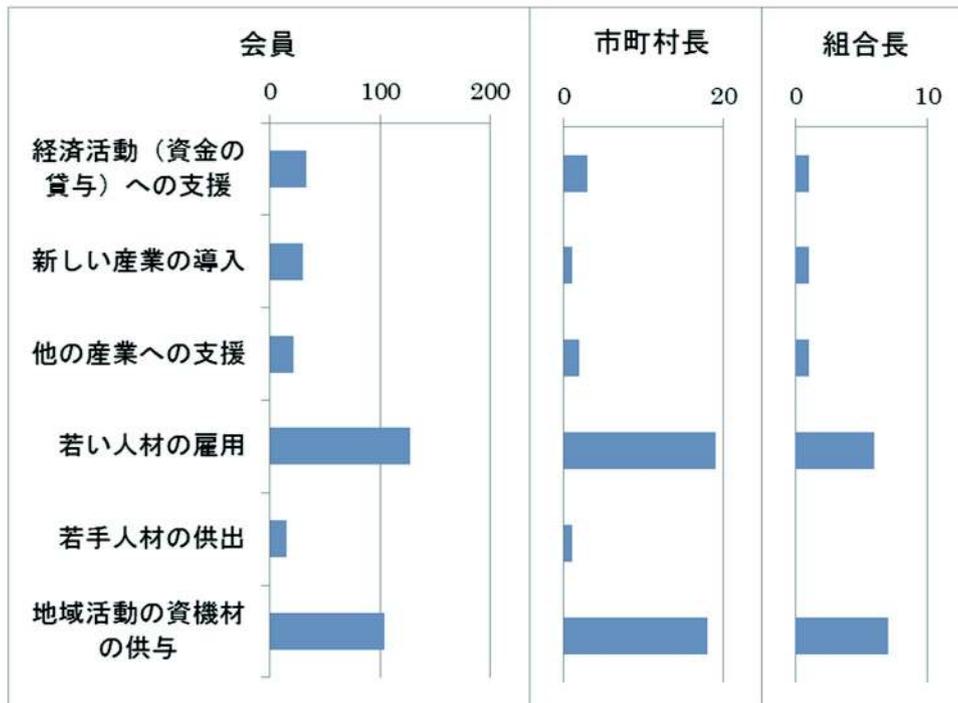
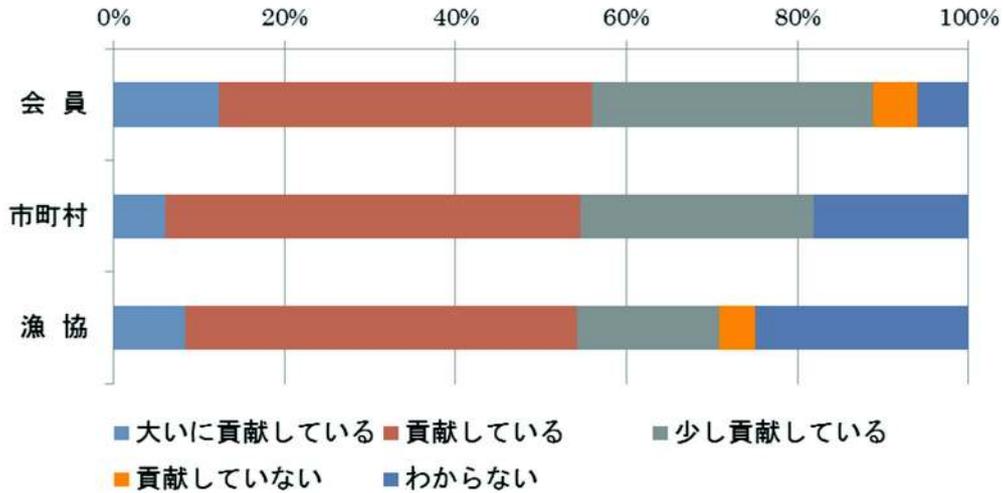


図-11 地域経済への貢献

(国土保全と形成への貢献)

国土保全と形成への貢献についての評価と貢献の内容は、図-12のとおりです。

前三つの地域への貢献、漁業への貢献及び地域経済への貢献に比較して、貢献していると評価する回答は少なく、会員及び漁協組合長で30%、市町村長で20%です。しかし、その内容は、不審船の通報及び沿岸域での不審者の通報であり、重要な役割で貢献しています。また、国際漂流物の処理については、重機材をもつ漁港建設業ならではの貢献です。

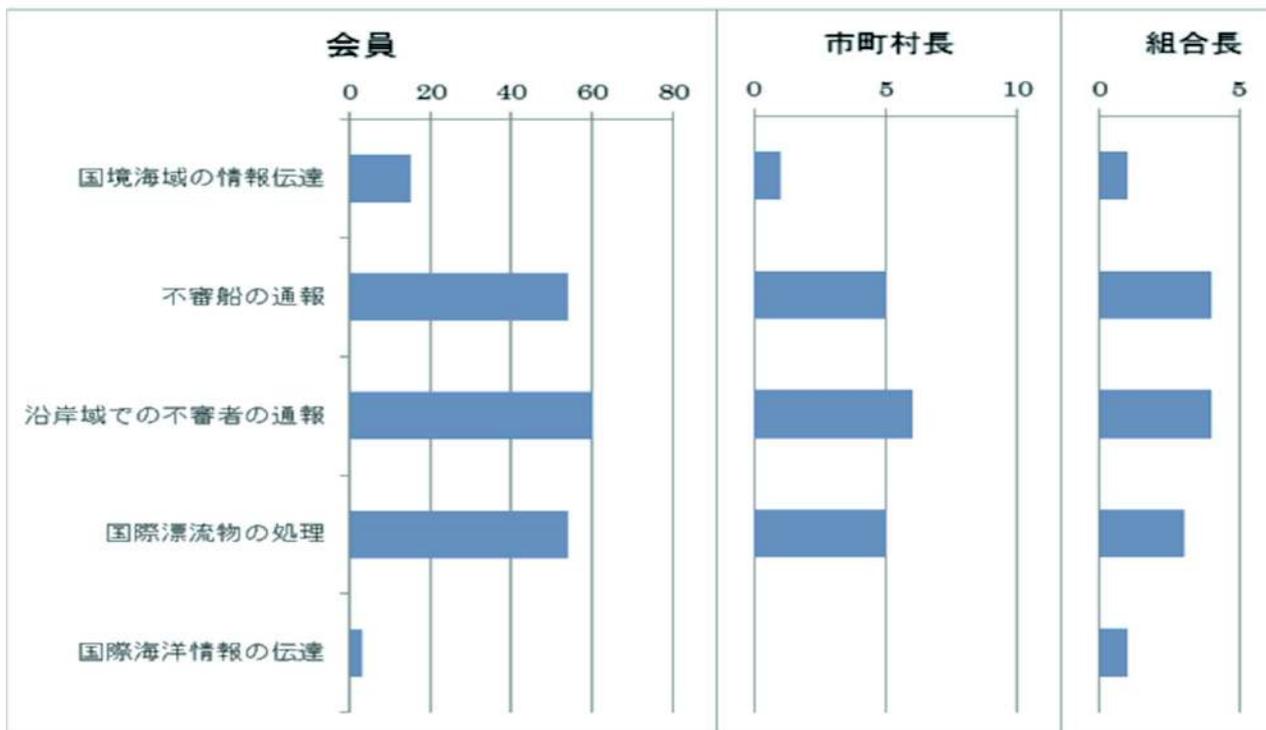
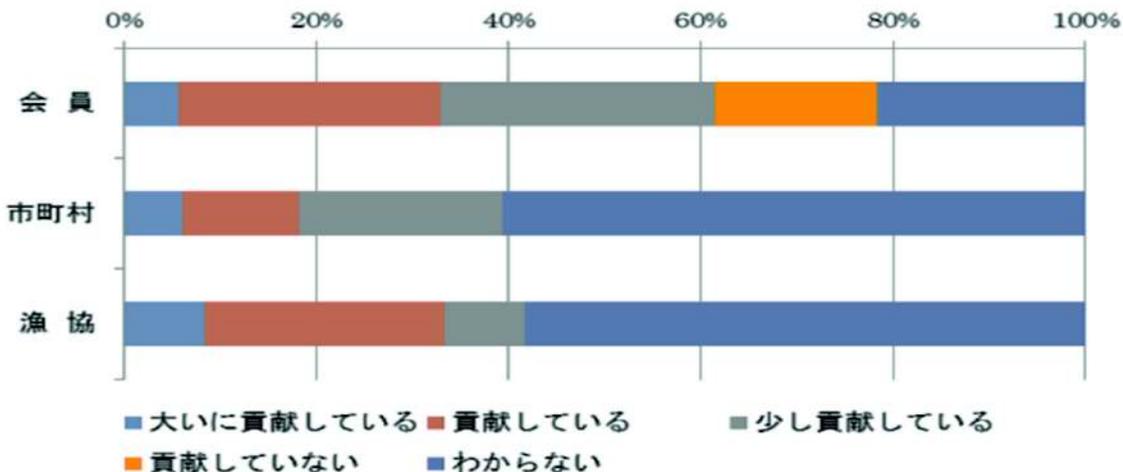


図-12 国土保全と形成への貢献

(イ) 防災活動と災害対策

漁港建設業が漁業地域において、大きな評価を得ている災害対策及び防災活動は、緊急事態に対応し、応急的な工事を伴うもので、行政との間に密接な連携を持った活動でなければなりません。その密接な連携を明示化したものが、国、都道府県及び市町村と漁港建設業が締結する防災協定です。漁港に特化して、防災協定を締結した国都道府県は、北海道開発局、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、三重県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県と11機関（平成27年4月現在）に及んでおり、今後とも機関数は増加します。

漁港漁場漁村に関する防災協定は、公共施設の分野と行政の権限の実態から、災害時においても漁村の生命財産の存続をかけて自律的に対応できる漁港に特化した協定が必要です。

防災協定の締結者、内容及び細目はそれぞれ国、都道府県の行政組織、漁港建設業者の組織及び漁港などの被災想定等により異なります。代表的な事例では、締結者は県知事と（一社）全日本漁港建設協会各県支部及び（一社）全日本漁港建設協会の三者での締結です。協定の名称は、「災害時における漁港・漁場の応急対策業務に関する協定」となっています。特筆すべきは、漁場の名が入っていることであり、漁場の応急対策業務も対象となっていることです。そして、協力業務の具体的な内容は、①被災の有無及びその状況に関する情報の収集及び連絡、②緊急応急対策に必要な、人員、作業船、重機及び資機材の調達、③応急復旧工事の実施となっています。そのため、これらに対応した活動が漁港建設業に求められます。

（一社）全日本漁港建設協会では、防災協定に対応した活動として、災害が生じた場合に第一に重要な、被災情報の収集及び連絡について、情報収集し、伝達するシステムの開発普及を行います。そして、第二点として、特に広域大規模災害時への対応として、人員、作業船、重機資機材のデータの蓄積とその普及伝達と斡旋が行えるシステムの構築をします。さらに、行政と密接に連携し、各漁港に位置している漁港建設業の即地性と機動性を活かして応急工事を実施します。

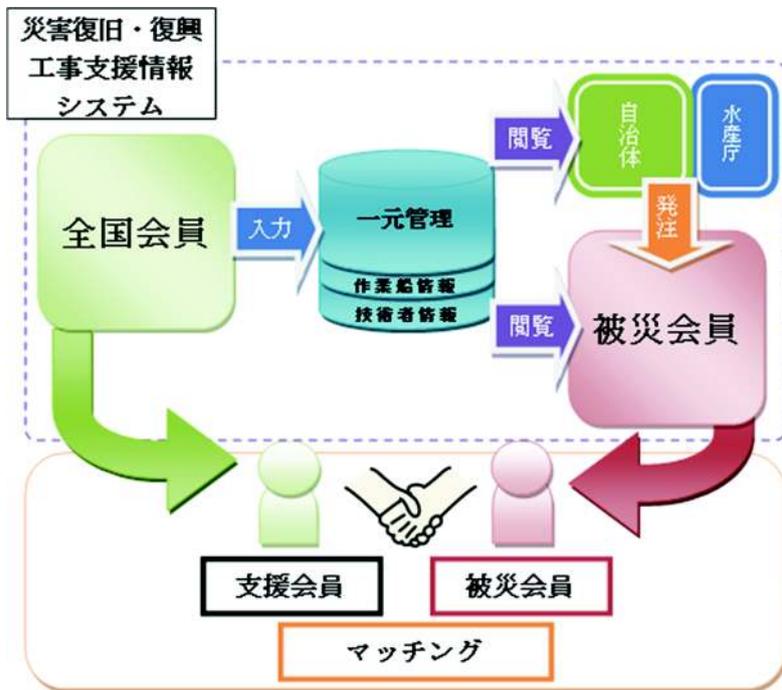
第一点の災害協定の中の被災情報の収集を効率的に行う漁港施設の点検システムはIT技術を活用したシステムを構築します。漁港施設の日常的な点検及び施設に被害が発生した場合にその状況をすぐさま伝達するために、スマホを利用し、写真を中心とする施設の現況データを撮



図-13 漁港施設点検システムの概要図

影、入力、伝達、蓄積したデータベースを作成して、そのデータを、利用するするシステムです。このシステムを全国に普及する活動を行います（図－13参照）。

第二点の広域大規模災害時の人員、作業船、重機資機材のデータの蓄積、伝達と斡旋が行えるシステムの構築を行います。（一社）全日本漁港建設協会では、東日本大震災の復旧工事の技術者及び重機・資機材において、全国区から支援するため支援システムをサイト上に構築し、運用しました（図－14，15）。このシステムを全国の防災協定を締結している国都道府県の機関と（一社）全日本漁港建設協会会員が利活用して、大規模災害時に技術者、作業船及び重機の斡旋協議のスタート時点の情報を取得します。今後とも、このサイトの機能を充実し、行政と（一社）全日本漁港建設協会と防災協定の実効性を高度化し、普及していきます。



図－14 支援情報システムのフロー図



図－15 作業船検索画面（赤マークは検索された船の在場港）

5. これからの漁港建設業

(ア) これからの漁港建設業が必要とするもの

漁港が全国沿岸に張り巡らされ、その漁港を建設する漁港建設業の活動も全国沿岸にくまなく行き渡っています。その漁港建設業が必要とするものは、漁業の基盤整備として必要な漁港建設であることは言うまでもありません。一方漁港建設業に期待されるのは、全国沿岸の国土の保全と災害への対応です。この評価に応えることが出来る漁港建設業の存立のための事業規模は最低限必要です。漁港建設事業の適正規模は、この基本となる災害対応が可能な事業規模に水産業の施策対応の事業が積み上げられた規模となります。

またその存立が長期間にわたり可能なのは漁業及び漁業地域社会での、長期的な見通しを持った計画が必要です。その計画がないと地域から評価されている災害対応などの船舶重機材の装備あるいは若年労働者の雇用などの企業投資が出来ません。そしてこれら長期的な見通しは常に新しい技術革新に基づいた計画でなければ、経済合理性から取り残されてしまいます。漁港整備の長期計画は事業としての技術革新性と建設における効率的な建設技術の革新性が必要です。したがって、長期計画においては、漁港事業を組み立てる発注者側の漁業を効率の良い産業とするための新しい分野の技術が必要であります。

一方、受注した漁港建設を効率よく実行するための漁港建設業者自身が新しい技術を開発し技術を全国沿岸に普及することが求められます。

漁港建設業は、公共事業を受注して漁港を建設するもので、発注者と受注者の間での適正な入札契約制度が必須の事項です。このことについては、平成26年6月4日に成立した長期的な品質確保すなわち後継者を確保出来る適正な利潤を見込んだ予定価格など発注者の責務を規定した改正品確法の適正な執行があれば可能です。

これからの漁港建設業に必要なものは、体系的には図-16のようになります。

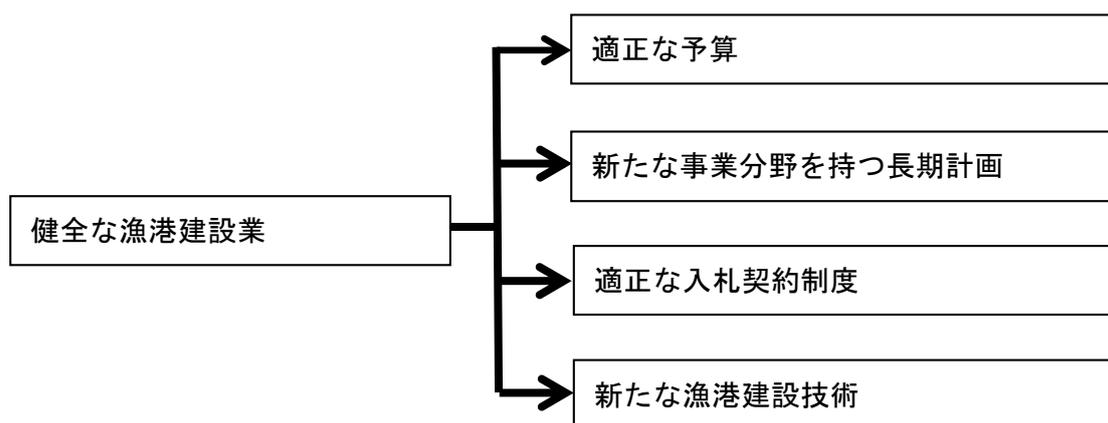
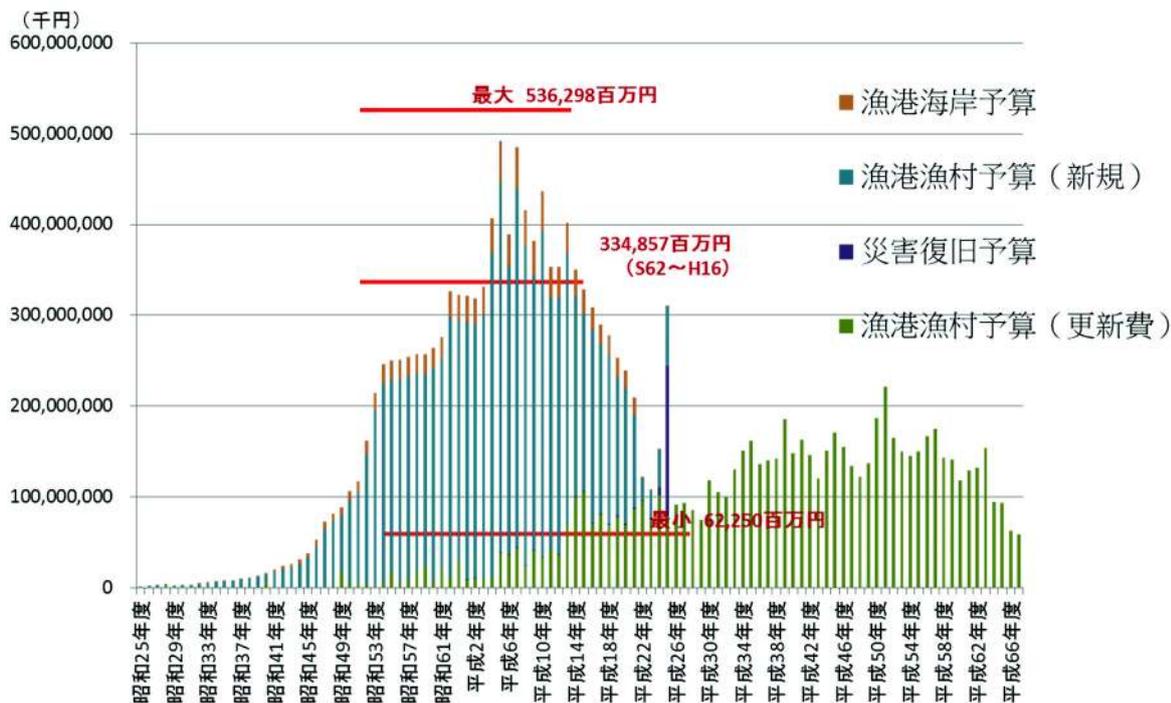


図-16 これからの漁港建設業に必要なもの

(イ) 漁港建設業の適正な予算

漁港建設の事業費の推移は、図-17のとおりです。(一社)全日本漁港建設協会会員へ、過去最大、過去最低及び適正と考える受注額のアンケートを行い、その額も示しています。



図－１７ 漁港建設事業費の推移と今後

注) 予算は漁港漁場 60 年史と漁港漁場漁村ポケットブック（全国漁港漁場協会）更新費は「漁港施設のストックマネジメントについて」（寒地土木研究所三上信雄）、最大、最小、適正規模値はアンケートによる。

図－１７の平成 26 年度以降の事業費は、建設された漁港施設を更新する費用です。この額に政策的な新規の漁港建設費が加算され漁港建設事業費となります。

アンケートによる適正規模の漁港建設事業費は、過去の昭和 6 2 年から平成 1 6 年の 1 8 年間続いた 3,000 億円台の 3,349 億円となりました。このことから推測すると、今後は、施設の維持更新費に新規建設する額が上積みされなければなりません。したがって、おおよそ維持更新費が 1,500 億円で政策的な基盤整備として、新規建設費 1,500 億円必要となってきます。

一方、船舶、重機、機材を所有する漁港建設業に期待される災害救助および災害対策は、全国沿岸に位置している漁港は 2,909 漁港（一種漁港 2,179、二種漁港 517、三種 114、四種 99）で、海岸線延長 33,937km にわたり展開されます。この 2,909 漁港の維持補修と漁村も含めた災害対策を行う漁港建設業者数の適正な数を二種漁港以上の大きな漁港を中心として、小規模な一種漁港 3 漁港を付帯させると仮定して、730 漁港セットを 730 の漁港建設業者が行い、そのセット漁港間隔であり漁港建設業者の間隔でもある距離を 46.5km で約 50km と設定します。この 50km 間隔に位置した 730 漁港建設業者が存在すれば、全国沿岸のどこへでも災害が発生した場合、作業船、重機および機材が準備を含めて 3 日以内に到達し、災害対応が可能といえます。したがって、この 730 漁港建設業者が日常的に作業船、重機および機材を維持可能な年間事業費があれば、全国沿岸での災害対応が可能であるといえます。一船団の維持存置年間経費が約 2 億円となるので、1,450 億円の事業費があれば可能と考えられます。この事業費額に漁業および漁業地域政策としての漁港の建設の事業費が加わり、漁港事業全体の事業費となります（図－１８参照）。

我が国の海岸線総延長=33,937km



災害対策上必要な漁港建設業者を健全に維持していくために最低必要な事業費の試算
1,450 億円/年
 (約2 億円 × 約730 業者)

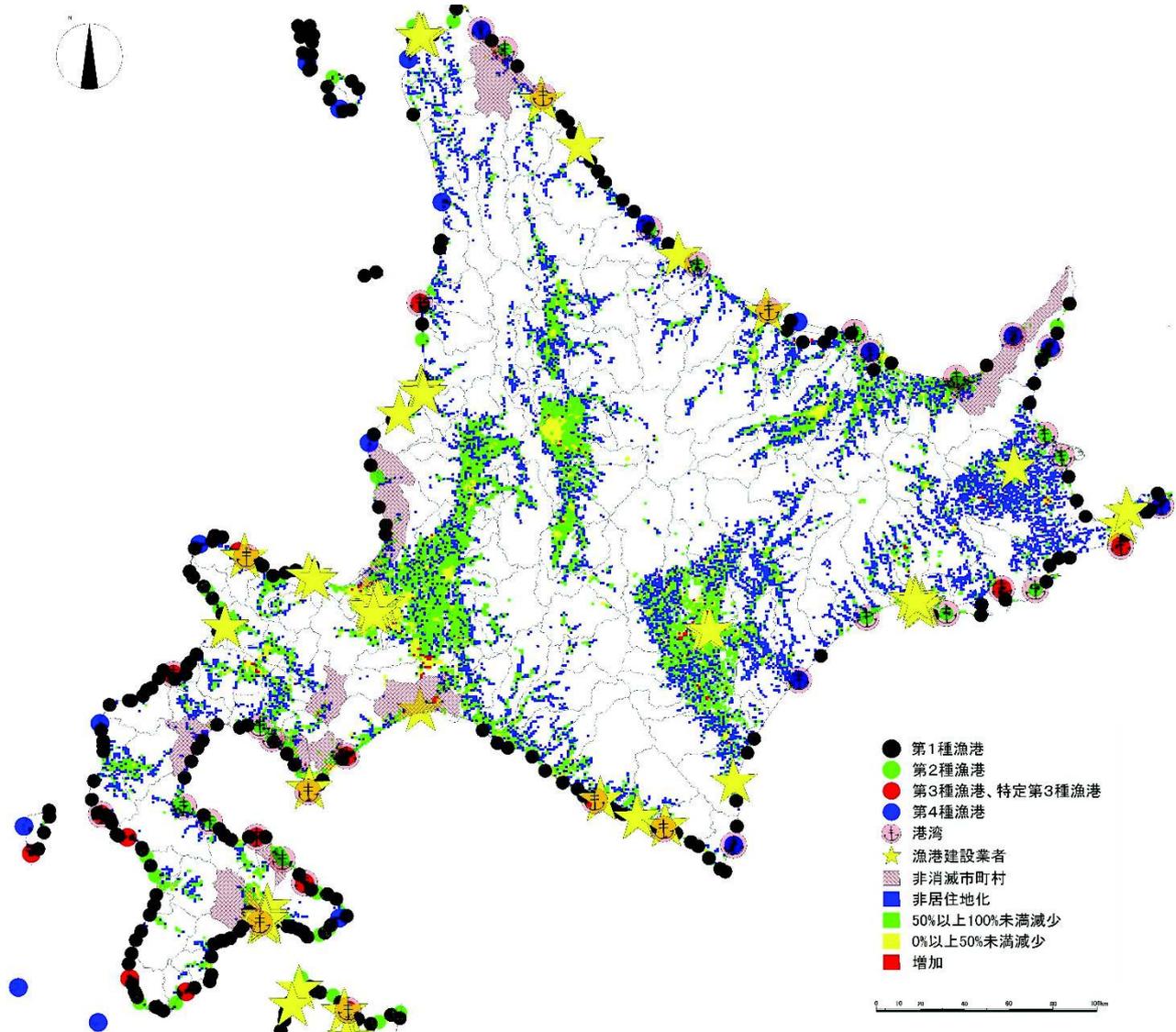
項目 (作業船300tクレーン船だけの経費)	内 訳	年間費用 (千円)
船員6名	給料 + 賞与 + 社会保険料等 + 退職金積立	34,000
船員食費	月額324千円	3,880
平成25年上架修理	2年に1回上架	17,110
上記修理ペンキ代	2年に1回上架	2,860
ワイヤー交換他	実績	3,100
A重油	実績	18,500
小計		79,450
減価償却、陸上支援経費、資材費	1.5 × (作業船経費)	119,175
合計		198,625



(一般的な作業船団)

図-18 我が国沿岸の災害対応に必要な最低の事業費の考え方

また、地方消滅の可能性のある市町村の分布と漁港建設業者の営業拠点の位置関係をみた北海道の事例を図-19に示します。漁港建設業者の営業拠点は、消滅の可能性のある地方市町村に立地しています。健全な漁港建設業が災害対策上に適切な間隔で立地することは、地方消滅を防ぐ役割もあります。



注- 1) ベース図；国土グランドデザイン 2050 人口増減メッシュ図
 2) 非消滅市町村ピンク網掛け（室蘭市、苫小牧市、石狩市、北斗市、鹿部町、長万部町、猿払村、斜里町、伊達市、登別市）それ以外は 2040 消滅可能性市町村

図-19 消滅可能性市町村・非居住地化メッシュと漁港建設業者の位置図

結論として、全国の沿岸に位置する漁港建設業の建設事業費は、漁港建設を主とする建設業者約 730 業者で適正な事業規模は、1,450 億円から 3,300 億円の額（中間値 2,380 億円）であるといえます。

(ウ) 新たな事業分野を持つ長期計画

健全な漁港建設業にとって、漁港漁場漁村の整備事業の長期計画は、作業船、重機、機材への投資および建設会社にとって後継者となる若手技術者の採用を決める大きな要素です。漁港建設の事業費が急減したのは、漁業および漁業地域からの事業へのニーズが少なくなったことが大きな要因となっています。しかし、漁業地域が属する市町村は北海道の事例を見てもほとんどが消滅可能性市町村となっており、地方創生のための今までと違った新分野の事業を計画的に実施していくことが必要です。

また、長期計画を、漁港建設業者がのぞむ前に漁港建設業自体が誇りを持ち、漁港建設業の将来に希望を持っていることが必要です。そして地域の人と漁業者が漁港建設業者の誇りと希望を客観的に評価することが必要です。

まず誇りを持っているかどうかについて、図-20のような結果になっています。多くの協会員は漁港建設業に誇りを持ち、市町村長及び漁協組合長も、漁港建設業は誇りを持っていると評価されています。そしてその内容は地域の防災と災害対策の担い手であること、漁港建設技術の伝承者としての誇りを持っています。

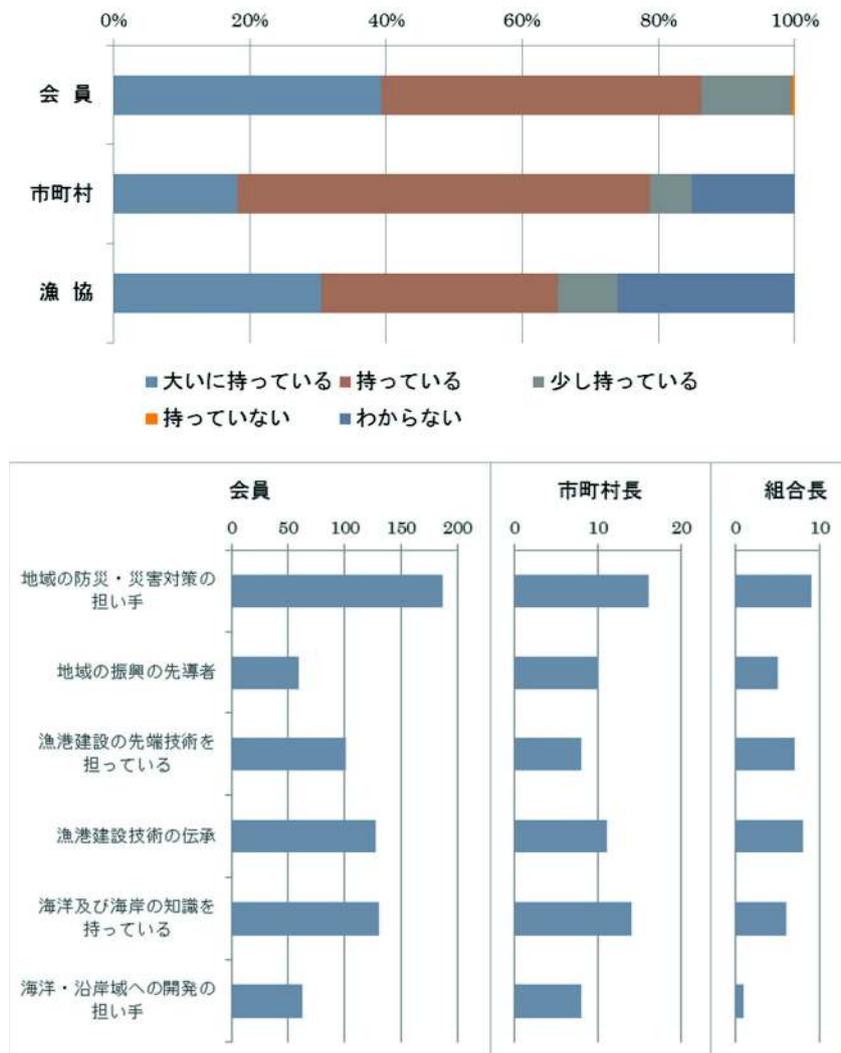


図-20 漁港建設業者が誇りを持っているかとその誇りの内容

次に将来への希望について、図-21のとおり半数を超える(一社)全日本漁港建設協会会員は漁港建設業の将来に希望をもっています。また、市町村長及び漁協組合長も同様に漁港建設業の将来に希望はあると答えています。その内容は、漁港漁場漁村の維持補修、新しい漁港整備と漁村整備の分野となっています。

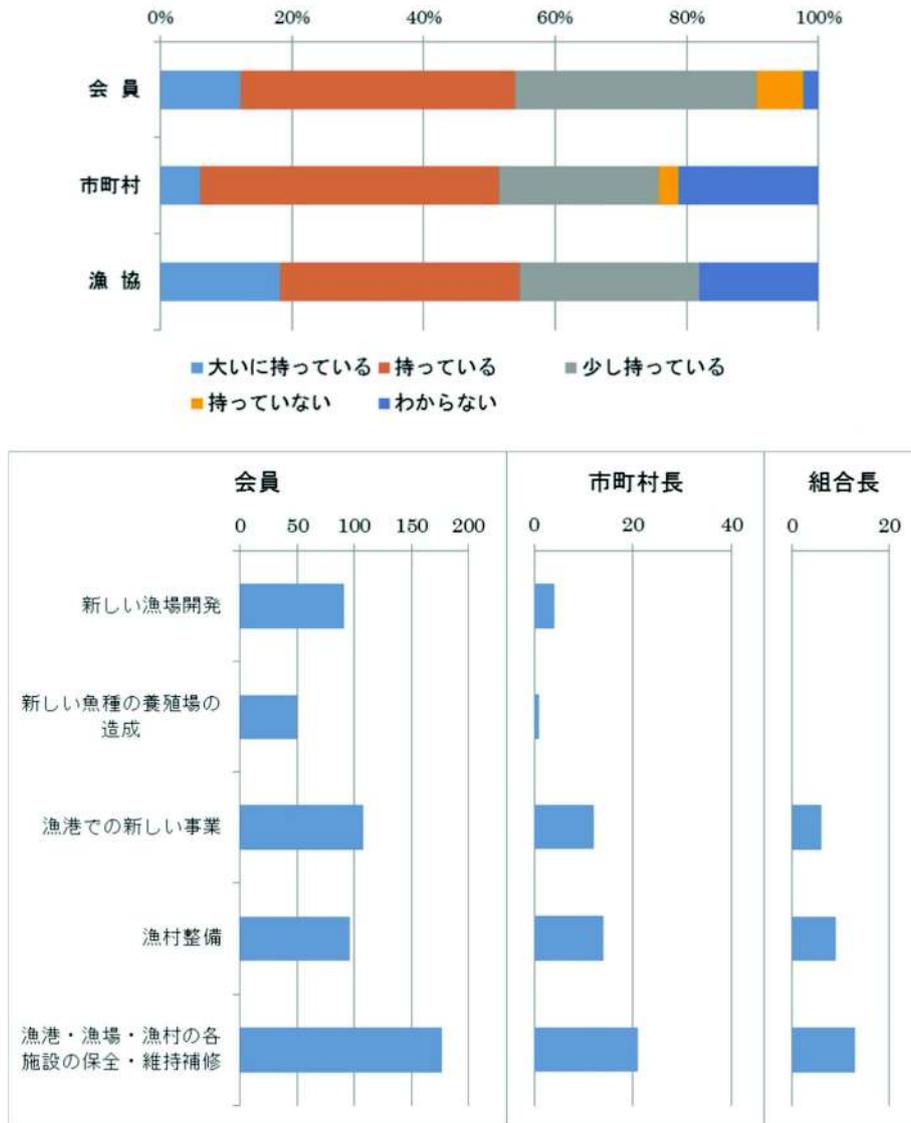


図-21 漁港、漁場、漁村整備の将来に希望を持っているかとその内容

したがって、漁港建設業者が誇りと希望を持っていることに応え、漁業地域の市町村が消滅可能性市町村とせず、地域創生のために新しい事業の分野を持った長期計画を立てる必要があります。

(エ) 後継者の確保が可能な適正な入札契約制度

公共事業の入札契約制度は、建設業が担い手の中長期的な育成・確保ができるよう適正な利潤を確保するため、主に発注者の責務を定めることを内容とした改正品確法が平成 26 年 6 月 4 日に成立しました。この法律が定める具体的な発注者の責務についての運用指針は平成 27 年 4 月 1 日から運用されることになりました。その結果、漁港建設も後継者が育成・確保できる適正な利潤を確保できる入札契約制度となります。漁港建設業者の後継者となるべき若手技術者の確保状況を図－22 に示します。確保しているものが約 20%で、約 80%の漁港建設業者は必要性を感じているが若手技術者を確保できていない状況です。

しかし、漁港建設は公共事業の中でも次の 3 点で他の公共事業と大きく異なっています。ほとんどの漁港関係事業が都道府県及び市町村が事業主体であること、多くの事業が離島半島へき地で行われること、日本の過酷な海象条件の中での行われることです。したがって、改正品確法の主旨が、建設工事が将来にわたる品質確保とその担い手の確保を行うことにかんがみて、漁港建設こそ、法律および運用指針の徹底が必要です。特に、発注者のほとんどが都道府県、市町村であることについては、改正品確法の徹底のためにその実行状況を調査し、発注者である国、県、市町村への要望を行っていくことが必要です。



図－22 漁港建設業者における若手技術者の確保状況

(オ) あらたな漁港建設技術の開発

新たな漁港建設技術の開発については、適正な漁港関係事業規模の確保にとっても、あらたな事業分野を持った長期計画にとっても、それに対応した新たな技術が必要です。漁港建設業者は自らも、市町村長及び漁協組合長からも、海に関する先端技術、漁港建設技術の伝承、海洋及び海岸の知識を持っていることで、誇りを持っていると意識されています。(図－20) また、これからの事業分野では、漁場整備、漁村整備、漁港整備そしてそれらの保全・維持補修全般について希望を持っています。そして、地域社会、漁業地域経済及び国土保全維持への貢献が自覚され、かつ高く評価されています。したがって、これからも漁港建設業者が広く社会への貢献を行い、自らの評価を高めていくためには建設の技術力を高めていく必要があります。そのため、建設技術に関する自己研さんと学及び研究機関などと調査研究を行う必要があります。

その時に、漁港建設業は学・研究機関と連携していく必要があるかどうか、どのようなテーマについて連携が必要かについてのアンケート結果が図-23です。漁港建設業は学・調査研究機関と連携を持つべきであると85%と非常に高い率で認識されています。その内容は、漁場整備では、新しい漁場開発、資源の増進要因（藻場、干潟、海水循環等）、漁港での新しい事業（サンドバイパス、新しい形式の防波堤、防水堤など）の調査、施設の保全維持補修の調査研究に対する必要度が高いと認識しています。

漁港建設業は、社会への貢献のため、必要とされる長期計画と適正な予算で効果的に事業を行うため、さらには自らの誇りと希望を実現させることの基本として、漁港漁場漁村建設に関する新しい技術を持ち続ける必要があります。

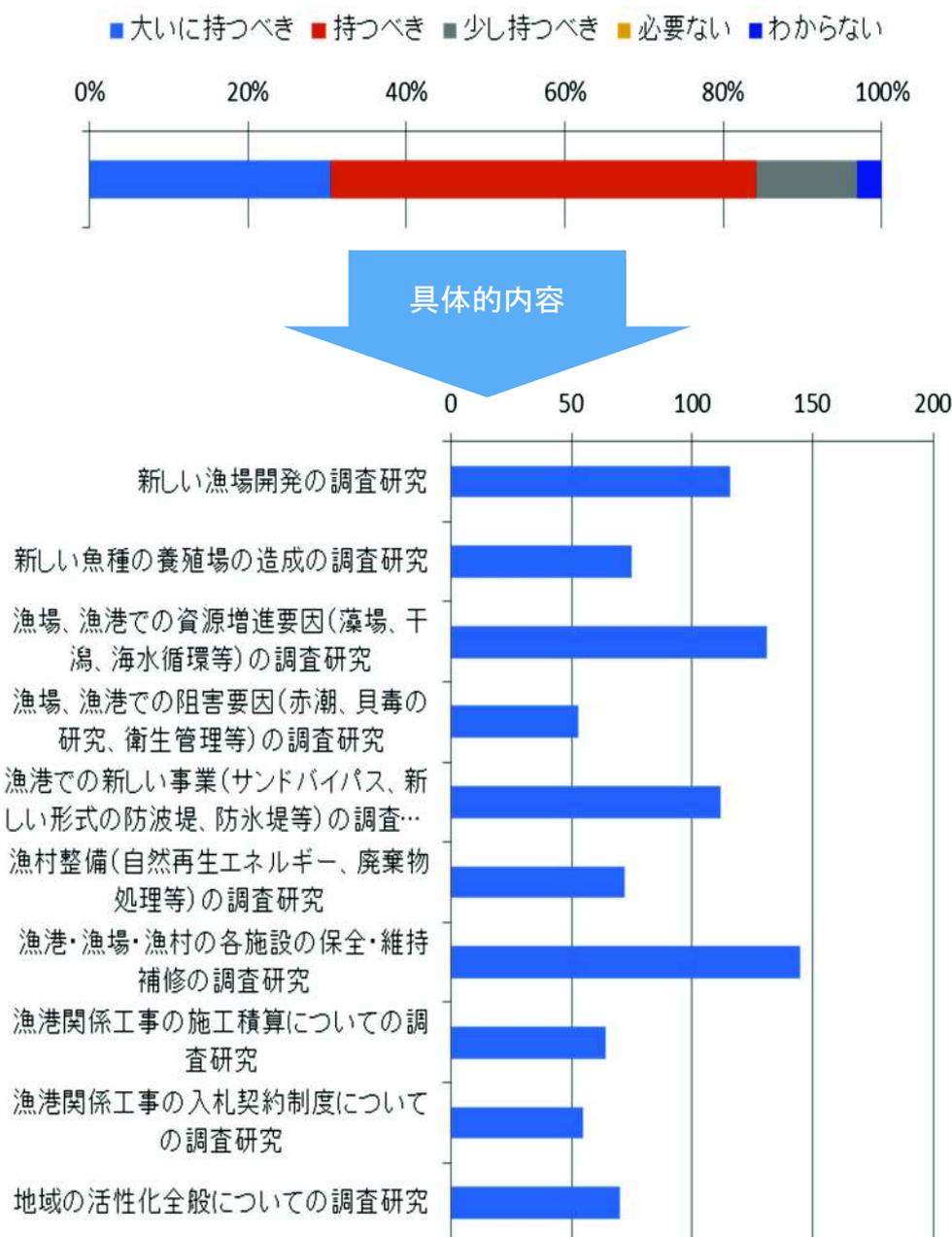


図-23 漁港建設業者は研究機関・大学と連携すべきかとその連携の内容

6. 終わりに

我が国は現在国のあり方の選択の大きな岐路に立っています。

漁港は、世界第6位 447万km²の面積を誇る200海里経済水域の基本線となる海岸線34,000kmにくまなく張り付いています。その漁港背後にある漁村社会の維持が困難になりつつあると指摘されています。すなわち漁業地域及び離半島部の地域社会では現状のまま推移すると、人口減少と高齢化の進行とそれに伴う若年女性層の減少により、消滅の可能性があるとして指摘されています（地方消滅 増田寛也編著、中公新書2014）。このような論調をそのまま受け入れて、東京圏一極ブラックホールを選択するのか、200海里経済水域を最大限有効利用した豊かな地方を再生するのか、の選択が私たちに突き付けられています。

本漁港建設業の将来ビジョンは、“豊かな漁業地域を再生する道”を選び、その中で、漁港建設業は、長期的にどのような条件があれば、これまで高い評価を受けている社会貢献ができるのかを明らかにし、示したものです。

今後、この漁港建設業将来ビジョン実現への活動を行っていきます。そのビジョン実現のために漁港建設業の社会貢献指針及び行動指針を取りまとめ、その指針の元で活動していくことを誓うものです。

最後に、本漁港建設業の将来ビジョンの策定にあたっては、漁港建設業将来ビジョン策定委員会委員及びオブザーバーのみなさまの終始熱心なご議論、ご指導なしにまとめることはできませんでした。ここに紙面を借りて、厚くお礼を申し上げます。

一般社団法人全日本漁港建設協会の概要

(沿革)

昭和50年代当初、海洋主要国が200海里漁業水域を相次いで設定するなど、新たな海洋秩序への動きの中で、漁港の整備促進は一層の緊急度を加え、漁港建設の施工部門を分担し、重要な責務を持つ漁港建設業界の早急な体制整備とこれに基づく円滑適正な事業の実施や業界の健全な発展を図ることが内外から強く要請されていました。

また、漁港関係工事には一般土木工事に関する技術の他、気象・海象に対応する特殊な技術、海洋生物や環境衛生に関する専門的な知識等、多岐に亘る専門知識と技術が必要とされることから、それらの技術・知識の向上を図るとともに施工の合理化、効率化についての諸問題を解決すべく、全国的に統一された組織による対応も要請されていました。

このような要請を受け、昭和53年(1978年)6月に東京において全国の漁港関係建設業者や所管官庁の大きな期待のもとに全国の漁港建設業者が相集い、「優れた技術を持って日本の水産業の発展に資する漁港建設業者の集まり」を目指す「全日本漁港建設協会」が設立発足しました。

設立と同時に全国各地に37支部を置くと共に、昭和55年には地域の特性を十分に発揮するため、全国5地区に「地区連絡協議会」を設置しました。

平成24年5月には一般社団法人に移行し、現在に至っています。

(歴代会長)

全日本漁港建設協会

初代 林 真治(昭和53年～昭和54年)

2代 坂井 溢郎(昭和54年～平成12年)

3代 大島 登(平成12年～平成23年)

4代 長野 章(平成23年～平成23年)

一般社団法人全日本漁港建設協会

初代 長野 章(平成24年～現在に至る)

(現況／平成27年3月31日現在)

(1) 事務所所在地 東京都中央区八丁堀3丁目25番10号 JR八丁堀ビル5階

(2) 会員

正会員 583社(過去最多会員数1,035社：平成9年度)

賛助会員(団体) 12社

(個人) 7名

一般社団法人 全日本漁港建設協会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3丁目25番10号 JR八丁堀ビル5F

電話 03-6661-1155 FAX03-6661-1166 Eメール: info@zengyoken.jp

協会HP <http://www.zengyoken.jp/>